

議案第 6 4 号

岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

岩倉市消防団員等公務災害補償条例（昭和４６年岩倉市条例第８０号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第１号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）」に改め、同項第２号中「８，８００円」を「８，９００円」に改め、同条第３項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第３条の４第５項第２号中「１００分の５」を「事故発生日における民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条第１項の法定利率（以下「法定利率」という。）」に改め、同条第６項中「１００分の５」を「事故発生日における法定利率」に改める。

附則第４条第７項第２号及び第８項中「１００分の５」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第５条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	１０年未満	１０年以上２０年未満	２０年以上
団長及び副団長	円 １２，４４０	円 １３，３２０	円 １４，２００
分団長	１０，６７０	１１，５５０	１２，４４０
班長、副班長及び団員	８，９００	９，７９０	１０，６７０

備考

- 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- １の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該

階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岩倉市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。